

平成 16 年度日本学生支援機構「適格認定奨学金継続願」

の提出について

平成 16 年度日本学生支援機構「適格認定奨学金継続願」の手続きを下記のとおり行うので、該当する奨学生は期間中に必ず済ませてください。手続きを怠ると奨学生としての資格を失います。

対象者

- ・平成 12 年度以降に採用された第一種奨学生
- ・第二種（きぼう 21 プラン）奨学生

ただし、以下の該当者は今回の手続きは必要ありません。

- ・平成 16 年 9 月以降の採用者（振込開始月が採用月になります。）
- ・平成 16 年 9 月現在、振込が休止・停止している者
- ・「留学奨学金継続願」を提出して承認を受けている者

手続場所：所属する学部・研究科等の日本学生支援機構担当係

手続期間：10 月中の予定ですが、**学部・研究科等によって異なります**。所属する学部・研究科等の掲示、日本学生支援機構担当係への問い合わせなどで確認してください。

手順 「適格認定奨学金継続願」等が入った個人別窓付封筒を所属する学部・研究科等で受け取る。

「適格認定奨学金継続願」に必要な事項を記入・押印して提出する。記入は「奨学生のしおり」を参考にすること。

注 1) 平成 17 年 3 月で奨学金が満期となる奨学生には併せて「返還誓約書」および「返還のてびき」を配付します。又、奨学金返還特別免除制度の対象となる第一種奨学生（平成 16 年度からの採用者を除く）で卒業後免除職への就職を希望する者は「返還特別免除のてびき」を受け取ってください。本年度は「奨学金返還説明会」は実施しません。各学部・研究科で「平成 17 年 3 月で日本学生支援機構奨学金の貸与が終了（満期）となる奨学生へ」の説明文を受け取ってください。

注 2) 奨学金の継続を希望しない学生は「奨学金継続願」を提出する必要はありませんが、学生部厚生課奨学第二係で**異動（辞退）の手続**を速やかに行ってください。

「継続願」対象者以外の奨学生は**受領資格確認**手続が必要です。

平成 16 年 10 月 20 日(水)から 22 日(金)の期間に奨学生手帳と印鑑を持参して奨学第二係の窓口で手続をすること。

学生部厚生課
平成 16 年 10 月 8 日